「大阪府ビル省エネ度判定制度」のご利用について

制度のご紹介

○大阪府ホームページより「省エネ度判定システム」をダウンロード し、ビルオーナー等の方が任意に無料でビルの省エネルギー性能の 判定を行えます。

判定システムの概要

○<u>設計性能(設備スペック)と運用性能(空調・照明などの運用状況)</u>

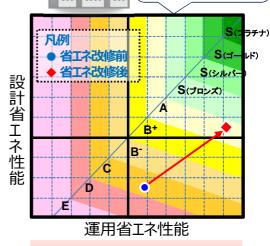
の2軸評価により省エネ性能を判定します。

○簡単な入力により、判定が可能です。

省エネ改修により C→Aに3ランクUP!



システム画面の一例



判定結果のイメージ

(府施設の例)

【メリット】

- ◆省エネ性能を一目で「見える化」!
- ◆省エネ改修導入効果の判定ツールに活用し**省エネ改修のきっかけに!**
- ◆上位ランクの希望者は、「認証」※取得で対外アピールに!
 - ※認証についての詳細は裏面をご参照ください。



ご利用にあたって

○判定システムのご利用には、事前に利用の申請が必要です。 (詳細は大阪府ホームページまで) **大阪府ビル省エネ度判定制度**

検索

省エネ度の認証取得について

【認証について】

○判定結果での上位ランク取得者など一定 の条件を満たすビルを対象に、希望者には 大阪府が省エネ度を認証します。



【認証の基準】

- ○次の1から3の基準を満たす建物を認証します。
 - 1. 現に使用実態のある延べ面積2,000㎡以上の建物であること (住宅、工場は除く)
 - 2. 判定システムによる評価結果が総合評価B+以上であること (省エネ改修後の評価結果が総合評価B+以上となる場合を含む)
 - 3. 次に掲げる書類の提出や、省エネ度の判定は専門家(判定 者)が行っていること

認証に必要な提出書類

- (1) 申請書様式
- (2)建物竣工·改修図面
- (3)建物写真
- (4) 判定者届
- (5) 判定ソフト評価結果
- (6) エネルギー使用量データの写し
- (7) 省エネ改修の計画概要等 (改修後の判定を申請する場合) など

専門家(判定者)の確認

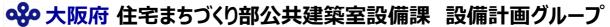
以下のいずれかの有資格者

- (1) 設備設計一級建築士
- (2)建築設備士
- (3)技術士(建設、衛生工学など)
- (4) エネルギー管理士
- (5) SHASE技術フェロー
- ※上記資格者を有する設備設計事務所や 建築確認検査機関等が対象になります。

(認証基準や手続きについての詳細は、ホームページ等をご参照ください。)

申請受付・問合せ先

大阪府ビル省エネ度判定制度



大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階

電話:06-6941-0351(内4639)FAX:06-6210-9784

